

## 中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた浄化槽等の災害復旧事業に要する経費に対し、予算の範囲内において中能登町補助金交付規則(平成17年中能登町規則第29号)に規定するもののほか、中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、被害を受けた浄化槽等の速やかな復旧に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 令和6年能登半島地震をいう。
- (2) 浄化槽等 浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定するもののうち、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽で生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率90%以上で、かつ、放流水のBODの日間平均値1リットル当たり20mg以下の機能を有するもの)及び浄化槽の排水設備をいう。
- (3) 災害復旧事業 災害により被害を受けた施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設を従前の効用に復旧するための施設を設置することを含む。)事業又は災害により被害を受けた施設を原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設を設置する事業をいう。
- (4) 管理者 浄化槽等を所有し、管理している者をいう。
- (5) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理して排水を行っている旧浄化槽をいう。

### (補助対象事業及び補助対象地域)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、災害により被害を受けた浄化槽等の災害復旧事業であって、循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知)に基づく交付金の交付対象となる事業とする。なお、補助対象地域は、公共下水道並びに農業集落排水施設の処理区域内で、既に供用の区域内にあるもの以外の区域とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象としない。

- (1) 別表に掲げる対象以外のもの
- (2) 管理者が浄化槽等の保全に当然に必要な措置又は維持管理を怠っていたことが明らかであるもの
- (3) 既存の工事が疎漏であることが明らかであるもの
- (4) この補助金以外に補助又は補償を受けているもの
- (5) 流入管の宅内配管工事において浄化槽の本体から掘削影響範囲が1メートルを超えるもの
- (6) 販売、賃貸等の事業目的とするもの
- (7) 住宅又は土地を借りている者で、当該住宅又は土地の所有者の承諾を得ていないもの
- (8) 国が定める環境配慮型浄化槽に適合しない浄化槽を設置するもの  
(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、補助を行うことが適当と町長が認める者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、被災した浄化槽等の災害復旧事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 浄化槽の設置に要する補助金の額は、別表に掲げる区分に基づき、設置費用を補助する。

2 既設浄化槽及び単独処理浄化槽を撤去して浄化槽を設置する場合は、別表に掲げる区分に基づき、撤去費用を補助する。

3 浄化槽の部品交換・補修する場合は、別表に掲げる区分に基づき、部品交換・補修費用を補助する。

4 前項までの規定による補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金

交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に関係書類及び工事費用算定表（様式第1-2号）を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容変更及び中止又は廃止）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、第7条の申請書又は当該申請書に添付した書類の内容を変更するときは、補助金変更交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。また、事業の全部若しくは一部を中止及び事業の廃止するときは、補助金中止（廃止）申請書（様式第5号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助金変更交付申請書（様式第2号）の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ変更の承認の可否を決定し、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の補助金中止（廃止）申請書（様式第5号）の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ可否を決定し、補助金中止（廃止）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（精算交付申請）

第10条 申請者は、災害復旧事業の完了後に補助金の交付を受けようとするときは、当該年度の3月1日までに、補助金精算交付申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は、事業が完了したときは、事業完了後1か月以内又は、当該年度の3月1日のいずれか早い日までに補助金事業実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、第10条の補助金精算交付申請書及び第11条の補助金事業実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定したうえ

で、補助金精算交付申請については補助金交付決定及び交付額確定通知書(様式第9号)により、事業実績報告については補助金交付額確定通知書(様式第10号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 申請者は、前条の確定通知書を受けたときは、すみやかに補助金請求書(様式第11号)により町長に提出するものとする。

(補助金交付申請等の委任)

第14条 申請者は、補助金交付申請から実績報告までの手続きに関する一切の権限を委任することができる。この場合において、申請者は、町長に委任状(様式第12号)を提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。既に補助金が交付されているときは返還を命じることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

(調査及び検査)

第16条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業に対し、必要な調査若しくは検査をすることができる。

2 申請者は、前項の規定により必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

浄化槽設置補助額（補助対象限度額）

	人槽区分	基準額の積算内訳
		国庫補助事業分(限度額)
浄化槽	5 人槽	390 千円/基
	6～7 人槽	474 千円/基
	8～10 人槽	660 千円/基
	11～20 人槽	1,002 千円/基
	21～30 人槽	1,545 千円/基
	31～50 人槽	2,129 千円/基
	51 人槽～	2,429 千円/基

既設浄化槽及び単独処理浄化槽撤去補助額（補助対象限度額）

種類	人槽区分	国庫補助事業分(限度額)
既設浄化槽及び単独処理浄化	一律	120 千円/基

浄化槽の機材交換・補修の補助額（補助対象限度額）

補助対象	国庫補助事業分(限度額)
ブロワの交換	21 千円/基
水中ポンプの交換	54 千円/基
マンホール交換（樹脂製）	14 千円/基
マンホール交換（鉄製）	60 千円/基
躯体、仕切版の補修	61 千円/基
担体の補充、受け押さえ補修	34 千円/基

年 月 日

中能登町長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

申請代理人（申請者から委任を受けた場合）

住 所

名 称

代表者名

電話番号

中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付申請書

中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱第7条の規定により、標記補助金の交付を別紙関係書類を添えて次のとおり申請する。

申請額 金 円

（添付書類）

1. 浄化槽被害調査結果等（写真、保守点検記録等を含む）
2. 工事見積書
3. 工事費用算定表（様式第1-2号）
4. 委任状（申請代理人が申請を行う場合）
5. その他参考となる資料

様式第1-2号（第7条関係）

工事費用算定表

（浄化槽を設置する場合）

規 模	A 工事費 円	B 工事費の 1/3 (国)円	C 工事費の 2/3 (町) 円	個人負担額 A-B-C 円
5 人槽 工事費		(上限：130, 000)	(上限：260, 000)	
6～7 人槽 工事費		(上限：158, 000)	(上限：316, 000)	
8～10 人槽 工事費		(上限：220, 000)	(上限：440, 000)	
11～20 人槽 工事費		(上限：334, 000)	(上限：668, 000)	
21～30 人槽 工事費		(上限：515, 000)	(上限：1, 030, 000)	
31～50 人槽 工事費		(上限：709, 000)	(上限：1, 420, 000)	
51 人槽～ 工事費		(上限：809, 000)	(上限：1, 620, 000)	
単独処理浄化槽 撤去費		(上限：40, 000)	(上限：80, 000)	
既設浄化槽 撤去費		—	(上限：120, 000)	
計				

※補助金については、千円未満切り捨てとする

（浄化槽の部品交換・補修の場合）

規 模	A 工事費 円	B 工事費の 1/3 (国)円	C 工事費の 2/3 (市) 円	個人負担額 A-B-C 円
ブロワの交換		(上限：7, 000)	(上限：14, 000)	
水中ポンプ交換		(上限：18, 000)	(上限：36, 000)	
マンホール交換 (樹脂製)		(上限：4, 000)	(上限：10, 000)	
マンホール交換 (鉄製)		(上限：20, 000)	(上限：40, 000)	
躯体、仕切版 の補修		(上限：20, 000)	(上限：41, 000)	
担体の補充補修		(上限：11, 000)	(上限：23, 000)	
計				

※補助金については、千円未満切り捨てとする

年 月 日

中能登町長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

申請代理人（申請者から委任を受けた場合）

住 所

名 称

代表者名

電話番号

中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた中能登町浄化槽等災害復旧事業  
について、下記のとおり変更したいので、中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱第9条第1項の  
規定により、標記補助金の交付を別紙関係書類を添えて次のとおり申請する。

申請額 金 円

（添付書類）

1. 変更する内容およびその理由
2. 浄化槽被害調査結果等（写真、保守点検記録等を含む）
3. 工事見積書
4. 工事費用算定表（様式第1-2号）
5. その他参考となる資料



中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付決定通知書

殿

年 月 日付けで申請のあった中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱第8条の規定により通知する。

年 月 日

中能登町長

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、年 月 日付け申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 交付の条件

- (1) 事業が完了したときは、完了した日から1か月以内又は当該年度の3月1日のいずれか早い日までに、中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金事業実績報告書（様式第8号）に必要書類を添えて提出すること。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき及び交付の条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (3) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査を受けること。
- (4) 浄化槽法第10条に規定する保守点検及び清掃を行うこと。

第 号  
年 月 日

中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金変更交付決定通知書

殿

年 月 日付けで申請のあった中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金については、次のとおり変更することに決定したので、中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知する。

年 月 日

中能登町長

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、年 月 日付け変更交付申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 交付の条件

- (1) 事業が完了したときは、完了した日から1か月以内又は当該年度の3月1日のいずれか早い日までに、中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金事業実績報告書（様式第8号）に必要書類を添えて提出すること。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき及び交付の条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (3) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査を受けること。
- (4) 浄化槽法第10条に規定する保守点検及び清掃を行うこと。

年 月 日

中能登町長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

申請代理人（申請者から委任を受けた場合）

住 所

名 称

代表者名

電話番号

中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金中止（廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた中能登町浄化槽等災害復旧事業  
について、下記のとおり中止（廃止）をしたいので、中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱第9  
条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて次のとおり申請する。

（添付書類）

1. 中止（廃止）する内容及びその理由
2. 中止（廃止）の予定年月日

様式第6号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金中止（廃止）決定通知書

殿

年 月 日付けで申請のあった中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金については、次のとおり中止（廃止）することに決定したので、中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知する。

年 月 日

中能登町長

中能登町長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

申請代理人（申請者から委任を受けた場合）

住 所

名 称

代表者名

電話番号

中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金精算交付申請書

中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱第10条の規定により、標記補助金の交付及び実績を別紙関係書類を添えて次のとおり申請する。

精算交付申請額 金 円

（添付書類）

1. 浄化槽被害調査結果等（写真、保守点検記録等を含む）
2. 工事見積書、工事契約書、領収書又は支払いがわかる書類等の写
3. 工事費用算定表（様式第1-2号）
4. 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写
5. 浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽法定検査契約書等の写
6. 工事関係写真（施工前、施工時、撤去時、完了時）
7. 委任状（申請代理人が申請を行う場合）
8. その他参考となる資料

中能登町長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

申請代理人（申請者から委任を受けた場合）

住 所

名 称

代表者名

電話番号

中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた事業を完了したので、中能登町  
浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて報告する。

精算額 金 円

（添付書類）

1. 工事契約書、領収書又は支払いがわかる書類等の写
2. 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写
3. 浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽法定検査契約書等の写
4. 工事関係写真（施工前、施工時、撤去時、完了時）
5. その他参考となる資料

中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

殿

年 月 日付けで申請のあった中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱第12条の規定により通知する。

年 月 日

中能登町長

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、年 月 日付け申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 交付の条件

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき及び交付の条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (2) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査を受けること。
- (3) 浄化槽法第10条に規定する保守点検及び清掃を行うこと。

中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付額確定通知書

殿

年 月 日付け 第 号で交付決定した中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金については、年 月 日付け事業実績報告に基づき、交付額を金 円に確定したので、中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱第12条の規定により通知する。

年 月 日

中能登町長



中能登町長

請求者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定の通知を受けた事業について、中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により下記のとおり請求する。

記

1. 請求金額 金 円

2. 振込先の金融機関、支店名、預金の種別、口座番号及び名義

金融機関名		支店名等	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ	-----		
口座名義	-----		

※請求者（申請者）の振込口座を記載すること

委任状

年 月 日

中能登町長

委任者 住 所  
氏 名  
電話番号

中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金について、中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱第14条の規定により、補助金交付申請から実績報告までの手続きに関する一切の権限を、下記の者に委任いたします。

記

【委任事項】

1. 中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金の交付申請に関すること。
2. 中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金の変更、中止及び廃止に関すること。
3. 中能登町浄化槽等災害復旧事業補助金の実績報告に関すること。

受任者 住 所  
名 称  
代表者名  
電話番号